

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月1日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内 容	
1	発生時期・場所	令和5年3月1日 午前9時55分頃 高山市清見町藤瀬344番地先（県道高山清見線）	
	事故の概要	優先道路を直進中の公用車と右方向から優先道路に進入してきた車両との接触事故	
	相手方	[Redacted]	
	事故の種類	人身	物損（左前後ドア等）
	被害総額・市の過失割合	—	280,000円・100分の10
	賠償金	—	28,000円
	内 訳	保険金	28,000円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和5年7月27日 地方自治法第180条第1項	
2	発生時期・場所	令和5年6月1日 午後3時15分頃 高山市花里町1丁目54番地（花里小学校グラウンド内）	
	事故の概要	引渡訓練時の順路案内看板が突風にあおられ倒れたことによる車両破損事故	
	相手方	[Redacted]	
	事故の種類	人身	物損（左後部ドア）
	被害総額・市の過失割合	—	70,000円・100分の100
	賠償金	—	70,000円
	内 訳	保険金	70,000円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和5年8月1日 地方自治法第180条第1項	

No.	項目	内容	
3	発生時期・場所	令和5年5月9日 午後10時30分頃 高山市花岡町1丁目26番地4先（市道花岡冬頭線）	
	事故の概要	歩道上の破損ボラード（車止め）との接触による車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（右前フェンダー）
	被害総額・市の過失割合	—	152,000円・100分の70
	賠償金	—	106,400円
	内訳	保険金	—
	一般財源	—	0円
	専決年月日	令和5年8月7日 地方自治法第180条第1項	
4	発生時期・場所	令和5年5月19日 午後5時00分頃 高山市本母町28番地9先（市道本母12号線）	
	事故の概要	横断側溝のグレーチングによる走行中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（左サイドステップ）
	被害総額・市の過失割合	—	301,870円・100分の100
	賠償金	—	301,870円
	内訳	保険金	—
	一般財源	—	0円
	専決年月日	令和5年8月7日 地方自治法第180条第1項	
5	発生時期・場所	令和5年6月14日 午後4時50分頃 高山市昭和町1丁目122番地1先（市道昭和線）	
	事故の概要	歩道上の破損ボラードに乗り上げたことによる車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）
	被害総額・市の過失割合	—	230,000円・100分の40
	賠償金	—	92,000円
	内訳	保険金	—
	一般財源	—	0円
	専決年月日	令和5年8月21日 地方自治法第180条第1項	